

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市地域医療介護総合確保基金事業補助金
補助事業等の目 標	地域包括ケアシステムの構築に向け、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、介護サービス提供体制の整備を促進する。
補助事業等の対 象 者	長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱（平成27年6月25日付け27介第174号健康福祉部長通知。以下「県要綱」という。）に規定する事業を行う民間事業者
補助対象経費	県要綱別表1及び別表2に規定する事業ごとに定める対象経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>県要綱及び長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金実施要領（平成27年7月2日付け27介第193号健康福祉部長通知）の規定により、長野県から市に交付された交付金の額の範囲内</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成28年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p> <p>介護サービス提供体制の整備促進に向け、継続して補助することが必要であるため。</p>
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	補助金の交付を受けようとする民間事業者は、交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに市長と事前協議を行わなければならない。
提 出 書 類	<p>(1) 県要綱の規定による関係書類の写し</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担 当 部 署	諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 介護保険係

令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）